

令和4年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和4年12月8日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐澤 一代	2 番	古谷 星工人	3 番	内田 晃
4 番	平野 由里子	5 番	田代 実	6 番	井上 栄一
7 番	南雲 まさ子	8 番	中野 博	9 番	飯田 一
10 番	齋藤 永	11 番	寺嶋 正	12 番	大館 秀孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本山 博幸	副 町 長	田代 浩一
教 育 長	浄泉 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依田 貞彦
参事兼政策推進課長	鈴木 英幸	総 務 課 長	早野 政弘
税 務 課 長	山岸 裕子	町 民 課 長	川本 博孝
福 祉 課 長	椎野 晃一	子育て健康課長	石渡 由美子
観光経済課長	柳澤 一郎	参事兼まちづくり課長	高橋 英雄
環境上下水道課長	渋谷 好人	教 育 課 長	遠藤 洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井 友子	書 記	島 秀明
---------	-------	-----	------

5. 議事日程

日程第1 議案第53号 令和4年度松田町一般会計補正予算(第6号)

追加日程第1 議会運営委員会報告

- 追加日程第 2 議案第 60 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 議案第 54 号 令和 4 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 55 号 令和 4 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 56 号 令和 4 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 57 号 令和 4 年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 58 号 令和 4 年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 59 号 令和 4 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1 「議案第53号令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 3 日目、よろしく願いいたします。今日の神奈川新聞で、昨日の状況で 4 名というふうに出てました。役場の中でも 1 名陽性と、あとは濃厚接触者ということで、ちょっと休みを頂いている職員もいますので、皆さん方もくれぐれもお気をつけいただきたいというふう

存じます。

それでは、議案第53号令和4年度松田町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度松田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,198万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,840万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第53号令和4年度一般会計補正予算（第6号）について御説明をさせていただきます。今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業や、人事院勧告等に伴う職員給与費の増減補正、また敬老会の中止に伴う減額補正、特別会計の繰出金などに伴う補正となります。

それでは、4ページになります。第2表、繰越明許費の補正でございます。款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費の戸籍電算システム改修事業につきましては、金額451万6,000円の補正でございます。県内市町村でもですね、同システムを使用しているところもございますが、国はですね、今回示す全国統一した戸籍台帳システムの改修内容が決定されたことに伴い、それに合わせてですね、システムの改修を行うための準備から実行するまでに時間を要するため、ここで繰り越すものでございます。

次に、第3表、債務負担行為の追加補正でございます。1つ目のがん検診等委託料では、期間、令和5年度4月より9年度までの5年間、そして2つ目の

高齢者健康診査委託料につきましても、期間は同様の5年間となります。この2つの事業は、実施状況に伴い、実績見込額が不確定なものとなるため、限度額をその実施に要する額とするものでございます。予算編成上においても金額の記載が困難な事業においては文言で表示することが可能とされておりますので、このような対応をさせていただいております。

3つ目の松田町生涯学習センター指定管理委託料につきましては、令和5年度中の実施を予定に伴い、期間を令和10年度までの5年間を、限度額につきましては1億5,000万円の補正とさせていただくものでございます。

それでは、10ページ、11ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、説明欄の個人番号カード交付事務費の補助金につきましては、132万円の増額補正となります。10分の10の補助事業でございます。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、節、企画費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、892万2,000円の補正で、10分の10の補助事業となります。主なものにつきましては、観光拠点施設に伴う給付金や、松田小学校・寄小学校6年生への記念品代などに伴うものでございます。事業内容につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、教育費国庫補助金、節、小学校費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金17万5,000円、また中学校費国庫補助金につきましては、7万円を補正するものでございます。こちらにつきましては2分の1の補助事業となります。詳細につきましては歳出で説明をさせていただきます。

続きまして、節、幼稚園費国庫補助金、説明欄、教育支援体制整備事業費交付金でございます。150万円の補正となります。幼稚園の事務等の効率化を図るため、オンライン教育や面談、家庭との連絡ツール等を含めてですね、必要となるICT環境整備に対する補助されるものでございます。

それでは、続きまして歳出になります。12、13ページでございます。款、項、

目、議会費、説明欄、職員給与費でございます。68万円の増額でございます。こちらは人事院勧告に伴う補正となります。

続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費、説明欄、職員給与費につきましては、624万6,000円の増額でございます。こちらも人事院勧告に伴う補正となります。

次に、総務費、管理費の電算管理費、説明欄は（6）感染症総合対策事業に132万円を補正するものでございます。この事業につきましても、国の地方創生臨時交付金を活用し、10分の10の活用をするものでございます。この事業につきましては、2015年に日本年金機構に伴う、発生しました事案に伴いですが、総務省がマイナンバー制度及び行政に重大な影響を与えているリスクを回避するため、各自治体に対して情報セキュリティ対策の抜本的な強化を求める通達を出しました。これを受けてですが、神奈川県におきまして、県のセキュリティークラウド、いわゆるK S C、L G W A Nですが、総合行政ネットワークを利用している松田町を含む35団体が同じセキュリティー水準を一体的に確保するため構築したセキュリティー対策システムでございます。今回ですが、この県のセキュリティークラウドが新たに更新されまして、それに合わせた本町におきましても令和5年4月よりですが、実施するための環境整備に伴う設定委託料でございます。主な内容としましては、内部のですね、D N A設定の変更業務、いわゆるI Pアドレスやドメイン名の設定変更、また外部送信、メール発信や必要な中継サーバーへの発信の設定、ファイヤーウォールの出力の変更、ログ転送設定の追加、インターネットのメールサーバーへの切換え作業、ネット環境のツールですが、機器のルーチンですが、ルーチンの設定の変更などによる委託料でございます。

続きまして、目、寄出張所費、説明欄、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金につきましては、会計年度任用職員給与費に伴う繰出金47万円を減額補正するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費の交通防犯安全対策費、説明欄で防犯活動事業につきましては、42万5,000円の増額補正で、防犯灯、防犯カメラに伴う

電気料の増額の補正でございます。

続きまして14、15ページになります。総務費、目の戸籍住民基本台帳費でございます。説明欄の（1）で一般事務費でございますが、こちらは個人番号カード交付事務費の補助金、10分の10を活用した補正で、事務用の消耗品費やマイナンバーカード申請支援業務委託料ほか歳入同額の132万円の補正でございます。こちらは新たにですね、町内郵便局の3か所に伴う交付申請事務の財政支援でございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、説明欄、職員給与費につきましては、83万円の増額で、人事院勧告に伴う補正でございます。

また、説明欄（2）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、人事院勧告等に伴う職員給与費の繰出金74万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、老人福祉総務費の説明欄（4）敬老会関係につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に伴い、本年度の敬老会が中止となりましたので、その関係経費の記念品や舞台技術委託料等、合わせて162万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、民生費、児童福祉費、目の児童福祉総務費、償還金利子及び割引料につきましては、説明欄、子育て世帯等臨時特別給付金国庫返還金5,000円の補正でございます。令和3年度分の事務費の繰越分の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、16、17ページでございます。民生費、児童福祉費、目、児童措置費、説明欄（6）感染症総合対策事業におきましては、保育施設のですね、物価高騰対策支援事業補助金として、松田さくら保育園及びびなのほな保育園に伴う補正75万円でございます。光熱水費の電気料、年間見込額の額に伴い、ここで増額補正するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、説明欄の職員給与費につきましては、195万円の減額で、人事院勧告等による補正でございます。

説明欄、寄簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、弥勒寺水源ポンプ室ほかに伴う電気料金の高騰分に伴いまして、191万円の増額補正をするもの

でございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業総務費、説明欄は職員給与費については、440万円の減額でございます。職員の異動等や人事院勧告による補正でございます。

続きまして、款、項、商工費でございます。目、商工総務費、説明欄、職員給与費につきましては、12万円の増額で、こちらも人事院勧告等による補正でございます。

目、商工振興費で、説明欄（7）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金におきましては、18、19ページにわたりますが、商店街共同施設維持管理電気料高騰分の補助金として41万3,000円を補正するものでございます。こちらも10分の10の補助事業として行うものでございます。

続きまして、目、観光振興費でございます。説明欄（4）感染症総合対策事業では、観光拠点施設緊急支援給付金として100万円の補正で、10分の10の補助事業として行うものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、繁忙期である夏のですね、利用客の減少や、それに伴う収入の減少があった町内の観光拠点施設に対し、町独自の財政支援を行うことで、事業者の継続支援をする取組でございます。

続きまして、土木費、土木管理費、土木総務費、説明欄、職員給与費につきましては、20万円の減額で、職員の異動等や人事院勧告によるものでございます。

次に、款、項、消防費、目、消防施設費、説明欄、施設管理経費につきましては、分団詰所7か所のですね、電気料に伴う増額補正で、3万7,000円の補正でございます。

目、災害対策費、説明欄につきましては防災無線管理事業につきましては、屋外子局の電気料24か所分に伴う増額補正でございます。6万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、款、教育費、教育総務費、目、事務局費でございます。説明欄、職員給与費につきましては、535万円の減額補正でございます。また、20ペー

ジ、21ページになりますが、説明欄（16）でございます。感染症総合対策事業につきましては、国の補助金を活用し、卒業記念品として、これはですね、コロナ感染症、またですね、松田小学校の6年生の児童につきましては、特に今回小学校整備のグラウンド整備などで大きな影響を与えたということで、保護者のほうからもですね、いろんな声がございました中でですね、今回小学生に対する記念品の補助ということで、報償費126万円を補正するものでございます。卒業を迎える児童に対し、卒業旅行に要する費用相当分を支援することを目的にですね、ギフト券で交付するものでございます。

続きまして、小学校費、寄小学校費の備品購入費、説明欄（5）感染症総合対策事業におきましては、空気清浄機1台、気化熱冷風機1台に伴う121万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、松田小学校費でございます。説明欄（5）、こちらも感染症総合対策事業におきまして、アルコール等の衛生用消耗品や気化熱冷風機1台分、合わせて128万8,000円を補正するものでございます。

続きまして中学校費、目、松田中学校費、説明欄（6）感染症総合対策事業におきましても、アルコール除菌シートや気化熱冷風機1台、パーティション1台として、総額121万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、幼稚園費でございます。松田幼稚園費につきましては、説明欄（5）感染症総合対策事業として、幼稚園の事務等の効率化を図るため、オンライン教育や、先ほど言いました面談、また家庭との連絡ツールを含めて、必要となるICT環境整備をするもので、インターネット環境の整備やモニター等の事務用備品として110万円を補正するものでございます。こちらも10分の10として行う事業でございます。

また、寄幼稚園費、説明欄（3）感染症総合対策事業におきましても、事務の効率化を図るため、110万円を併せて補正するものでございます。

続きまして、教育費、項、社会教育費、目、社会教育総務費、説明欄、職員給与費につきましては、3万8,000円の増額補正で、人事院勧告等による補正となります。



22、23ページになりますが、款、項、目の予備費でございます。438万円の増額で、総額3,662万1,000円となります。

そして24ページから33ページまでにつきましては、一般会計並びに全会計の給与費明細書を添付させていただいております。

34ページになります。34ページにつきましては、先ほどの債務負担行為に関する調書を添付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、一般会計補正予算（第6号）について、御審議よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

4 番 平 野 債務負担行為のところ、ちょっと聞かせてください。松田町生涯学習センター指定管理委託料ということで、まだこれは指定管理議案ではないので、詳細は不明だとは思いますが、図書館も指定管理に入る予定なのか。もしその場合には、現在の雇用などがどうなるか。それから、指定管理料となると、予算・決算でのチェックはしにくくなってくるんですが、詳細の確認ができるのか。その辺をお願いいたします。

教 育 課 長 3点ございました。図書館はその中に含まれるのかというのは、図書館は含まれます。

2点目の雇用につきましては、現在図書館で図書司書並びに図書業務ということでスタッフを雇用しています。雇用は継続していただけるようにいたします。施設を指定管理をお願いしていく予定でございますが、現在、図書館で雇用している職員の皆様につきましては、長年勤め上げられた優秀なスタッフばかりです。このスタッフが先人や今日の人々を築き上げてきた文化全体、特に図書などを通して保存、伝えていくには、優秀な人材ですので、また図書の司書、その資格を持っている方というのは、なかなかほかを探すのも困難でございます。そういったことで、指定管理者の公募に当たっても、雇用を条件に付すといったことを考えております。

3点目の詳細についての確認ということでございますが、指定管理者制度の中で、状況確認というものがございます。それは地方自治法という法律の中で、

221条第1項に、予算の執行に関する長の調査権等というのがございます。内容を申し上げますと、普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、予算の執行状況を調査することができるかとされております。同条第3項に、受託者、指定管理の受託の記載がございまして、そこにありますのは出資している法人で、普通公共団体が出資している法人で、政令で定めるものとされております。こういったことで、これまで町が出資して指定管理を委託している方については、状況の報告を確認をしているところでございます。

今回、これには当たらない案件でございますが、これまでもそれ以外の団体は議員の皆様から要求があつて、その求めに応じまして委員会等で決算の状況とか経営の状況を御確認頂いているところもありますので、そういった状況、また要求から御確認いただけるのではないかとこのように考えております。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。ぜひそういう条件をしっかりとつけて、これから公募とかやっていってほしいと思っています。

ほかに質問ございますか。

10番 齋 藤 2点ほどお願いします。まず、19ページの先ほどの観光振興に係る経費の中の町内の観光施設と言われてましたけど、これがどこの施設だということをお聞きしたいことです。

あともう一つはですね、もう一度ちょっと、21ページのですね、一番上のところにある幼稚園・学校活動に要する経費で、卒業記念代のギフト券というようなお話で、もう少しこのところを具体的にお願ひいたします。この2点です。

観光経済課長 それでは、御質問1点目でございます。観光拠点施設の緊急支援給付金ということで、この対象がどういったところかということでございます。書いて字のごとくですけど、拠点、観光の拠点の施設だという意味合いにおきましては、寄地域にメインな拠点施設がございまして。そういった意味で、昨日も議案の中でいろいろ御説明申し上げましたけども、例えば自然休養村の管理センターですとか、また考え得るのは休養村の養魚組合さんですとか、こういったところ

が先ほどの御説明にもありましたとおり、夏場の収入減、これが顕著であったというところがございます。こういったところを念頭に進めていこうと思っています。

教 育 課 長 卒業記念の記念代につきましては、報償費ということで見させていただきました。先ほどの説明にありましたとおり、卒業記念品代ということで、コロナの影響を受けたり、また小学校の整備、こういった学校の生活の大きな影響を受けた小学校6年生、松田小学校が83人、同じく小学校、寄小学校の子供もいますので、7人の合計90人でございます。そういった6年生への支援ということで、卒業式において記念品として差し上げるものでございます。先ほどの説明で卒業旅行相当分というのは、もともと小学生は卒業旅行はございません。富士急ハイランドのギフトフリーパスがその金額の単価になりますので、それを相当分ということで、報償費として予算要求をさせていただきました。計上させていただきました。以上です。

10番 齋 藤 まず最初のほう、管理センターと養魚組合、この2点だけなんですか。

観 光 経 済 課 長 今、2点、代表的なことを申し上げましたけども、そのほかにも可能性としてはあると考えております。ちょっと具体的に、今現在その要綱等もきっちり定めきれてない中ではあるんですけども、3か所もしくは4か所程度ということで考えてございます。

10番 齋 藤 まだ決めきれてないのにここで出てきてる予算というのは、どうやって数値を出してるんですかね。

観 光 経 済 課 長 今申し上げたのは、個別の場所全て申し上げられるかというところでお話をさせていただきました。一応根拠といたしましては、今言った拠点施設の夏場の減収の状況なんかをお伺いしております。この100万円で、例えば全て減収分を補えるわけではございません。ただ、その減収の割合を含めてですね、皆さんの状況を伺った中で、要綱として最後、組み立てていくわけですけども、今、念頭にある4か所、こちらにおいて10万円から30万円ぐらいをですね、支援をさせていただきたいと考えています。

10番 齋 藤 この100万円をこれから規模によってとか、そういうので分けていくという

理解でよろしいんですか。（「想定はしております。」の声あり）分かりました。

もう一つはですね、教育費のほうのこれ、先ほど6年生の卒業記念品というのはいいんですけど、もう一つ何か整備で使えなくて迷惑かけたみたいなお話ですけど、6年生だけじゃないじゃないですか、迷惑かけてるのは。1年生から6年生まで。長い期間工事してたので、中学生にもなった人たちも迷惑かかっているんじゃないかと。そういった理由で出すという部分があるんでしたら、卒業品だけだったらいいと思いますよ。迷惑をかけたからって出すんだったら、ほかの人はどうするんですか、これ。考え方として。ましてや、教育費から出てるって、教育上の費用じゃないですか、これ。迷惑かけたって、あれ、町がやってるやつが施設ですので、教育費から出すお金なのかどうか、それ、財政上の問題は政策推進課長かな。これでいいのかどうかという、該当するののかということについては、いかがなんでしょうか。

参事兼政策推進課長 この財源につきましては、国の補助金の中でですね、確認をさせていただき、特に地域の実情に応じたものに対する子供たちの支援ということで対応していくという許可をもらっていますので、財政の立場としてはこれは問題ないというふうに考えております。以上です。

10番 齋 藤 その辺も許可が出てるといいますが、その迷惑をかけたというものに対して、ほかの子供たちにはどのような考えをお持ちなんですか。

教 育 課 長 まず、中学生につきましては、コロナ禍でもありましたが、整備ということで、一部中学校1年生はかかっておりますが、中学校の先ほども説明ありました卒業旅行相当分ということで、中学校はもともと卒業旅行がございます。そういったことで、小学校、特に6年生、このまま卒業しては、いろんなものが犠牲になったりしておりましたので、何か記念に残るものとして、特に6年生をですね、送り出したいということで、6年生、全ての学年にも関わることでございましたが、6年生ということで限定させていただきました。

10番 齋 藤 6年生を送り出してあげたいという部分だけだったら、何となく分かるんですけど、やっぱりみんな迷惑かかっているときは一緒だと思うので、何か別な

配慮でもあればなと思って、ちょっとこういう質問させていただいたんですけど。その辺は分かりました。ありがとうございます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 前者の質問とちょっとかぶるんですけど。今の卒業ギフト券の関係なんですけど、90名、寄小・松小合わせて90名ということなんですけど。この富士急ハイランドのクーポン券という話なんですけど、これは全体で行かれるんですか、卒業旅行というのは。それは個々に行ってもらおうということですかね。

教 育 課 長 ちょっと説明の仕方が悪くて申し訳ございませんでした。ギフト券相当分ということで、卒業旅行に行くというわけじゃなくて、ギフト券を卒業式終わった後に6年生にお渡しするというような形で考えております。

3 番 内 田 先ほどの説明だと、富士急ハイランドのクーポン券みたいな話をしたんですけど、ちょっとそのね、富士急ハイランドのクーポン券ということに限っちゃうと、家庭の事情でね、行かれない方もいるんじゃないかと思うんですよ。これが全体でね、遠足みたいな形で、一堂に会して行くんならまだ話は分かるんですけど、じゃあ富士急ハイランドという特定のものじゃないということによるしいんですかね。

教 育 課 長 はい、そのとおりでございます。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

6 番 井 上 1点ですね、お願いをしたいと思います。ページが4ページの第3表の債務負担行為です。ここです、令和…一番下のですね、生涯学習センターの指定管理委託料の債務負担行為、5年から10年度、1億5,000万円ということで、大分高額な金額をですね、1年当たり3,000万円ということですがけれども、昨日も説明を受けましたけれども、それは決算状況等についてはこのくらいかかったよという話なんですけれども、今後ですね、令和5年度以降の5年間で1億5,000万円、年3,000万円というですね、その積算根拠について明確に説明をお願いいたします。

教 育 課 長 昨日の説明では、直近のということで、今回は令和3年度直近のということで説明させていただきます。（「5年度。」の声あり）令和3年度の決算を基

に説明させていただきます。今回、指定管理者制度を導入させていただくに当たりまして、関係する予算として歳入が昨日と3,100万、3,140万、約3,140万となっておりまして、また歳出では3,560万、約、になっておりました。その差額について、約3,200万円となっておったというような資料を説明したところでございます。国の内閣府の資料で、指定管理者制度の導入効果というものがございます。この施設のカテゴリー別の支出に対する効果として、年間値を試算しております。施設のカテゴリー、文化というものでございます。文化では、収入が3.8%の増、支出で4.1%の減とあります。民間活力のノウハウを十分に発揮していただき、先ほどの歳入…収入支出で合計7.9%より抑えた形で、おおむねは7%ということで計算させていただくと、3,200万円×7%、224万円ですが、差し引いて200万円という…概算で200万ということで、先ほどの3,200万円の差額から200万円を引いて、各年度3,000万円ということで予算を組まさせていただいたところでございます。以上です。

6 番 井 上 その何%というのは伸び率という意味だと思うんですけどね、ちょっとそれは置いておきまして、歳入で幾ら、歳出で施設管理が幾ら、人件費が幾らと。そういうふうな積算では、内訳としてですね、報告をしていただけませんか。

決算ベースだということじゃなくてね、今後5年、令和5年度からの5年間、指定管理に出すということであれば、当然そこには民間活力の導入によって、決算と同様ですね、金額で推移をするんじゃないという、そういう思いを込めたね、債務負担行為であるべきじゃないかと思うんですよ。そうしますと、例えば使用料の中でですね、センター使用料をどういうふうに捉えているのか、毎年大ホールを使った事業を何事業かやるということでやれば、それなりの売上が上がる。当然それにかかるですね、自主事業の歳出の経費が幾らになると、そういうふうな積算して、あと人件費については正規職員と、指定管理先ですね、正規職員、責任者が1名、あとはアルバイト何名で人件費幾らだと、そういう積算があつてですね、3,000万円、5年間で1億5,000万円という積算を出してですね、これで債務負担行為をやりたいという内訳になると思うんですよ。お願いします。

参事兼政策推進課長

民間とのサウンディングの中でですね、ちょっと定住のほうも入りましたので、その辺を併せてちょっと説明させていただきます。まず、債務負担行為というものは、債務を負担する行為ということでありまして。設計をするとか、そういう形で指定管理を募集するのではなく、民間のノウハウでこの金額あたりでどのくらいまでできるかというのをはかるための債務負担行為、債務を負担する行為ということでありまして、今、教育課長が言われたとおりですね、町として普通にやった場合には3,300万ぐらいの赤字の部分が今出てますということの中で、じゃあこれを民間がやった場合のVFM、いわゆる民間ノウハウを使った形でどのくらいの縮減ができるかというものを提案するための債務を組むということになりますので、それが先ほど言った国が出している指定管理導入に伴う手引ということの中で、文化施設をやるときにはおおむね今まで民間が7%ぐらいは減額できるという試算が出てます。こういうのを加味して3,000万円の部分を町として計上し、これからその債務の議決をもらった後ですね、募集をする中でですね、設定金額を設定しながら、その中でできる範囲を募集するということが、債務負担行為を組まさせていただいているということで、町のほうからは報告をさせていただきます。以上です。

町

長 今の説明の中で、細部に言わなきゃいけないことをちょっと言わなかった…ちょっとお話ができなかったもので、話しします。井上議員が言われているところは、じゃあこの債務負担行為の中身は当然もう、手続とかと当然御存じだと思うので、そこはもう省きますけれども、じゃあこれをやることによって、数字で申し上げると、例えば今、ちょっと200万というお話で、300万という話がありますけど、この令和3年度決算のベースだけで言うと、例えば200万だとします。この200万円分が、掛け5年なので、5年間の債務負担行為を組ませてもらうに当たっては、町としては1,000万円ほど、5年間で1,000万円ほどの要は予算的に出ていかずに済むんだというようなことで、今回出させてもらっています。

ただですね、ここにちょっとつけ加えなきゃいけないのは、令和3年度よりも4年度になると、電気代がかなり高騰しているところがあります。ですから、

そういったところも、我々としては自主事業とか、いろんなことの中で、もう少し民間のノウハウの中で頑張っていて、このままいくと、今こっちの政策推進が言ってる300万、もしかしたら400万、もっと差額が出てくるかも分かりませんが、その分まで負担をしていただきながらですね、知恵を振り絞ってやっていただきたいというふうな思いですから、例えば200万円だったりすると1,000万、300万だったら1,500万円の5年間で効果が出るということでのことで指定管理に出させていただく上での3,000万というふうな数字を出させていただいたということでございます。以上です。

6 番 井 上 上 では、あとその関係でですね、1点。サウンディングということで、何回か、3回程度ですか、をやられているんですけども、その中でですね、その金額の希望金額の提示というのはあったんですか。あれば、幾らかというのは。

参事兼政策推進課長 金額の提示はございません。ただ、町として今までかかっている費用のおおむねの金額は提示をしております。以上です。

6 番 井 上 上 では、その中でですね、町が指定管理に出すという中では、現状とですね、内容的には全く同じペースでいいのか。今、町長が言われたように、それで年間200万円の減額ができるのでということのみでね、いいのか。それとも、ある程度ですね、生涯学習センターのほうの事業の中で、大ホール等の使用をですね、民間活力の力によって文化的な事業を行うというふうな目的というものはね、なくていいのか。もしあるのであれば、そういった目的があるのであれば、例えば年間ですね、数回、何回やるというふうな前提のもののセンター使用料とですね、それにかかる自主事業経費。例えばこれなんか、令和3年度の自主事業経費なんか、5万6,000円ですよ。それで推移しちゃっていいんですか。そうじゃないと思うんですよ。1億5,000万ね、これから年間3,000万、1億5,000万かけて民間活力導入してやるのであれば、より一層、生涯学習センターのほうの内容をですね、やはり町民の福祉向上のためにもですね、事業としての目的を定めて、そこで債務負担行為というのを設定すべきだと。単に令和3年度で自主事業5万6,000円でよければ、もう5年度以降やらなくてもいいということじゃないですか。5万6,000円ですよ、自主事業経費がね。そ



れと同等に推移して、やって、電気料が上がるかもしれないですけども、そういうふうな目標がない債務負担行為の設定なのかね。やはりその辺は担当課長なりはどういうふうに考えるのか。お願いします。

町 長 御指摘のとおりだというふうに思ってます。令和3年度も、コロナの関係で結果的に予算は認めていただいたにもかかわらず、なかなかできなかったという現状もございます。今年の令和4年度も同様な状況です。ですので、この部分をですね、しっかりとやはり民間の方々に、コロナ禍でなくてもほかの施設はいろいろなイベントをやっているのも御承知のとおりだと思いますけども、そのような格好でやっていただくためにもですね、ここでしっかりと歳出の分だけでなく歳入も頂いて、その差額の方でこの全体を運営していただきたいという思いがございます。

それで、先ほどちょっと町の何ですかね、差額の効果の話がちょっと、年間たった200万かよという思いもあるのかも分かりません。ただ、その分に関してお話しすると、先ほど来話してるように、この文化施設というところで、必要以上ということがあるので、本当は7%以下に収めるのが望ましいというふうに国から言われている。これがもうちょっと観光施設とかいう話になると、もっと我々としては効果を求めたいということは正直あります。ただ、今回はそこまで求められないということもあって、ましてや事業者がこのような状況であっても、現状はお話ししてありますけども、手を挙げてくれるかどうか、なかなか厳しい状況でもあるなというふうな想像はしております。が、やはり民間活力を使って、とんとんでもいいので、うちの予算がもう覚悟として、今既にこれからもっと3,000万以上お金が出てくる可能性がある部分を含めて、3,000万で抑えられて、その分、出ていく分は民間の活力で稼いでいただくということをお願いしたいという思いの中から今回皆さん方に年間3,000万円だけは、まずもって債務負担行為として覚悟してくださいと。今、三千二、三百万赤字になっているところを、そこまでしないようにということで、皆さん方にお諮りをしているということで考えていただければと思います。以上です。

6 番 井 上 それではですね、ちょっと若干この債務負担行為のほうでですね、ちょっと

私は内容的にこういうものだというのはあれしたので、ちょっと細かいところまで調べてないんですけども、生涯学習センター、当初町民文化センターが開館したときとほぼ同時期にはですね、御殿場の市民文化会館ですか、あと秦野、伊勢原、厚木があります。それらの指定管理の状況及びそれらの年間または債務負担行為、何年間で幾らの債務負担行為とってるか、そういったデータを当然調べられていると思うんでね、分かる範囲の中の近隣同時期の文化会館、近隣の文化会館の指定管理の状況、債務負担行為の状況について教えていただきたいと思います。

教 育 課 長 調べておりますが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えするというところでよろしいでしょうか。

6 番 井 上 いや、資料を持ち合わせているとかじゃなくね、この1億5,000万円を補正予算の中でやって、これについてはですね、一般財源ですよ、3,000万円出すとするとね。そうすると、それ、町民の税金を使うという考え方じゃないですか。当然そういう近隣のじゃあ債務負担行為の状況がね、どうなのか、指定管理の状況がどうなのかというのは、当然これ、補正予算に計上する以前のね、予算要求、補正予算の要求をする時点の部分であって、それは今、やってないというふうに捉えてよろしいんですか。

町 長 すみません。本当は教育課からお話ししなきゃいけないんでしょうけども。ちょっと私のほうが知ってるところでお話をさせていただきます。まずですね、南足柄市さんは指定管理に出されております。秦野市さんも指定管理に出されております。御殿場さんと伊勢原のほうは私の目で確認してないので何とも言えないですけど、恐らく指定管理に出されている。指定管理に出されてないのは松田町だけだというふうに、沿線の話では私は伺っております。伺ったのは、どこでお伺いをしたかという、秦野市さんのほうに直接出向きまして、この指定管理についてよく勉強されていたものですから、いろいろ御意見を頂いたときに、そのような回答を頂いた記憶があったので、話をさせていただきました。もしかして記憶違いだったら後で訂正させていただきます。

その中でですね、秦野市さんのほうに、この指定管理に出すときの効果とい

うことを当然お伺いをしました。そのときには大体決算ベースでしたけども、ほぼかかっている人件費も含めて、債務負担行為の金額の中に入れてると。むしろ、そういうふうにしないと手が業者さんも挙がってこない可能性ありますよ。ということであれば、先ほど指定管理に対する7%という効果じゃなくて、0%の効果の中で出されたというふうな状況でございました。それでも、どうしてじゃあ指定管理に出したのかというお話を聞いたところですね、民間活力ということもありますし、行政が直接雇用しながらいいでしょうか、やっていると、文化・芸術の継続ができない。その理由はなぜかと言われたのは、職員はどうしても転職…転職じゃないですね、異動があるので、やはりどうしてもそういうふうに継続ができない。これを民間にお願いして、5年なら5年、10年なら10年とお願いすることによって、担当者がずっとそこにいていただけるというような保証があるということがあったので、秦野市さんとしては担当者さんも安心して指定管理に出せるということの中で、秦野市さんは予算をお認め頂いて指定管理、たしか今年で2年目かな、3年目かな、という形で進められているというふうな話を伺っておりますので、近隣の話と、あと予算的な措置の話は今、併せてさせていただいたところでございます。以上です。

6 番 井 上 状況的にはね、やっているということは今の町長の説明の中で分かりましたが、じゃあ幾らなのかというところがですね、それで松田町は、できればね、秦野市は指定管理の前は幾らかかったものが指定管理で幾らで、今そのまま、町長のお話では0%で指定管理の効果は0%ということで、市のほうの会計、一般会計の中でやってきたときと同等の金額を指定管理にしたということですが、じゃあそれは幾らなのか。その辺がですね、提示されないということ、なかなか松田町、これだけの金額を債務負担行為にするのはどうなのかというところがありますが、そこについては分かりませんか。金額ですね。（私語あり）

例えばね、秦野がね、年間2,500万でできていけば、松田町の3,000万は当然高いのではないかなという判断ができるということですね。（私語あり）だから、それを知りたいんですよ。私は調べてないので。

- 議 長 暫時休憩します。その間に資料をそろえてください。 (10時00分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。 (10時20分)
- 町 長 1点、すみません、訂正させてください。私の記憶違いがやっぱりありました。伊勢原についてはですね、今現状は指定管理に出されていないということが分かりましたので、訂正させていただきます。失礼しました。
- 教 育 課 長 近隣を改めて調査、調べました。南足柄市です。南足柄市では5年間の指定管理で、総額4億円、割り返しますと年間8,000万円ということでございました。規模とか、そういったものは違いますが、そういった状況でございました。秦野市につきましては、5年間、総額8億4,000万円、年間で割り返しますと1億6,800万円でございました。御殿場市につきましては、ちょっと担当者がおられなかったもので、詳しい額は確認できませんでしたが、5年間で、募集要項の段階では、提案の段階の上限としましては5年間で1億1,300万円、年間で割り返しますと2,260万円でございました。小田原市はちょっと分からないというような状況でございました。以上です。
- 参事兼政策推進課長 ちょっと補足になります。先ほどですね、伊勢原市の関係、直接今、電話をしました。今後やる方向性があるのかどうかということで、一度過去に検討したということで、現在に至っておりますが、来年、再来年度に向けてですね、指定管理の方向性を考えていると。指定管理の方向性を考えているということで今、回答をもらっております。小田原市につきましても、同じようなことで回答を頂いておるところでございます。以上です。来年度以降ですね。
- 6 番 井 上 すみません、短時間でですね、調べていただきまして、ありがとうございます。御殿場、南、秦野あたりがですね、参考になったかと思えます。以上です。私の質疑は終了します。
- 議 長 ほかにございますか。
- この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。
- (「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第53号令和4年度松田町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。再開は10時35分からとします。(10時23分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時35分)

休憩中に、町長より議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算(第7号)の提出がありました。ただいまより議案第60号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第60号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第再開といたします。(10時 分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時43分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第2の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）につきまして、12月8日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期について変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）につきましては、総務文教常任委員会に付託ということになりました。委員会日程としては、本日本会議終了後と明日を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点ございましたら、私のほかにも委員がおりますので、お許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,339万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,179万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月8日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和4年度松田町一般会計補正予算（第7号）について御説明をさせていただきます。

初めに3ページになります。第2表、繰越明許費補正でございます。追加となります。款、教育費、項、中学校費、事業名につきましては松田中学校整備事業、金額につきましては3億1,339万円でございます。

続きまして、第3表は地方債の補正の変更でございます。補正前の限度額につきましては、教育施設整備事業として3億2,810万円でございます。この今回の追加の補正につきましては、補正後におきましては1億9,000万円をプラスし、5億1,810万円とするものでございます。

なお、今回の事業につきましては、文部科学省からですね、令和4年度に事業を前倒しし、繰越事業として実施することにより、今回財源的にも有利になる、いわゆる地方債に伴う交付税算入率が30%から50%になるという通知がございましたので、財源面、また早期着手、そして教育活動の安心・安全並びにですね、教育環境の向上に資するため、今回補正をするものでございます。

それでは、10ページ、11ページの事項別明細書、歳入になります。款、国庫

支出金、項、国庫補助金、教育費国庫補助金でございます。中学校費国庫補助金につきましては、学校施設環境改善交付金といたしまして、対象事業経費の3分の1、9,505万8,000円の補正をするものでございます。

続きまして、繰入金でございます。基金繰入金でございます。教育施設整備基金繰入金につきましては、2,833万2,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして町債でございます。教育施設等整備事業債といたしまして、松田中学校整備事業に伴う1億9,000万円をここで補正するものでございます。

続きまして、12、13ページでございます。歳出でございます。教育費、中学校費、松田中学校費でございます。説明欄につきましては、(1)松田中学校整備事業でございます。主なものにつきましては、委託料、工事監理委託料といたしまして1,320万円、工事請負費といたしまして3億19万円でございます。こちらの事業につきましては、繰り越す部分につきましては、空調機の設置工事やエレベーター設置工、また外装のですね、工事、屋上防水工、教室のサッシなどに伴う工事費となります。

14ページになります。地方債のですね、調書をここに添付させていただきました。この区分の(7)教育費でございます。このですね、補正前の額、先ほどの3億2,810万円が見込みの額というところと、補正後を見ますと当該年度中の起債見込額5億1,810万円という起債でございます。

15ページからですね、につきましては、工事内容説明資料を添付させていただきましたので、後ほど御高覧を頂ければと思います。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています追加日程第2議案第60号令和4年度松田町一般会計補正予算(第7号)につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)



異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 日程第2「議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、国民健康保険被保険者を対象に行う特定健康診査につきまして、債務負担行為を行うものでございます。

2ページの第1表、債務負担行為を御覧ください。事項、特定健康診査委託料、期間、令和5年度から令和9年度、限度額、特定健康診査の実施に要する額。この特定健康診査につきましては、町民の利便性を考慮し、受診しやすい環境を整えるために、一般会計で行うがん検診や高齢者健康診査と同時に開催するもので、令和5年度からの5年間について新たに契約を締結するために債務負担行為を行うものでございます。

なお、4ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第55号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,724万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正の主なものは、診療所会計の年度末収支見込みに合わせ、歳入歳出の補正をするもので、財源不足を解消するため、財政調整基金を取り崩し、

基金繰入金として歳入するものです。併せまして、9月に確定しました令和3年度決算に基づき、繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款1、診療収入、項1、外来収入につきましては、年度末の収支見込みに基づく補正で、目1、国民健康保険診療報酬収入は510万円の減額、目2、社会保険診療報酬収入は324万円の減額、目3、一部負担金は408万円の減額、目4、後期高齢者診療報酬収入は960万円の減額となります。

款3、繰入金、項1、目1、ともに一般会計繰入金は、診療所と出張所の事務を兼務する会計年度任用職員1名分の人件費の一部を一般会計の寄出張所費から繰り入れるもので、年度末収支見込みに基づき、47万円を減額するものです。項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金につきましては、年度末収支見込みに基づく財源の不足分500万円を財政調整基金より繰り入れるものでございます。これにより、国民健康保険事業及び国民健康保険診療所事業財政調整基金の額は、3億8,530万5,102円、そのうち診療所分は8,315万6,026円となります。

款、項、目ともに繰越金につきましては、9月に確定しました令和3年度決算に基づき、252万9,000円を追加し、1,252万9,000円となります。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款1、総務費、項1、施設管理費、目1、一般管理費につきましては、右側説明欄を御覧ください。（1）一般管理経費では、会計年度任用職員の費用弁償の減額と、看護婦が休んだ際の代替看護師の費用として、看護師業務委託料23万4,000円となります。（2）会計年度任用職員給与費につきましては、年度末収支見込みに基づき、医師や看護師等の報酬を302万円減額し、職員手当等を113万4,000円減額し、共済費を171万2,000円減額するものでございます。

款2、項1、ともに医療費につきましては、年度末収支に基づく補正で、目2、医療用消耗品費は使い捨て注射器や包帯などになりますが、12万円の減額、目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代として624万円の減額となります。

款、項、目、ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。なお、12ページ、13ページに給与費明細書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
6 番 井 上 2点お伺いをいたします。まず1点目ですね、ページ9ページでですね、診療報酬等の減額に対応してですね、3の繰入金の財政調整基金繰入金500万円を繰り入れるという補正だと思いますが、この財政調整基金のですね、繰り入れの、500万円の繰り入れ後の残高についてお知らせいただきたいと思います。

あとですね、歳出のほうにつきましては、この補正計上されている部分についてはですね、理解できますが、この中に光熱水費の関係のですね、補正というのが計上されてないと思われま。これ、需用費とかあれば、医療用消耗品とか医薬品の補正減だけだと思います。そういった光熱水費等のですね、状況について、3月で電気料等の高騰分に対しての補正をされるのか、そんなに金額としては光熱水費の部分というのは影響がないのか、それについてもお知らせをいただきたいと思います。

町 民 課 長 財政調整基金なんですけれども、500万円取り崩した後、3億8,530万5,102円が、これが全体の基金の額でございます。そのうち、診療所分につきましては、8,315万6,026円となります。歳出のほうの光熱水費の補正なんですけれども、今のところ節電に努めていまして、流用等で賄えるかなというところなんですけれども、もし3月までにまだかかるようになりましたら、また補正等は考えまして、今のところは補正は考えてございません。以上です。

6 番 井 上 じゃあ、歳入のほうですね、財政調整基金、診療所分が残りが残高8,315万円ということでは理解できました。コロナがですね、一段落すればという、第8波が来るので、その後も来るのかどうなのかという辺りだと思いますが、8,300万円ぐらいあればですね、何年かは持ちこたえられそうかなということで理解をしました。

光熱水費のほうは、節電等でですね、対応されているということですので、

そういった節電についてですね、事業に影響ない範囲でですね、続けていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 前者の質問に関連なんですけれども、財政調整基金、これについて私の記憶では国保会計と診療所会計が過去に別々に基金積んでいたと思います。当時の診療所スタッフの御尽力によって、かなり診療所のほうの会計が、基金がされた。一方で、国保が厳しかったから、一緒に国保と診療所を合わせた基金にしたような記憶があるんですけれども、それで間違いないですよ。それが1点。

それで、その中で内訳として、今お話ししたように、基金を2つに分けている。全部で3億8,530万、今残っている。そのうち約3億円少々が国保分だと。残りの診療所分が8,315万だと。このような解釈でよろしいですかね。

町 民 課 長 議員のおっしゃるとおり、もともと別々だったものを一緒にしたんですけれども、一応内訳としては、担当課ではちゃんと2つに分けているということで、基金としては1つでございます。国保分としては約3億円、診療所分としては約8,300万という形になってございます。

5 番 田 代 当初積んだときの診療所の額というのは、かなりもう少し多かったと思うんですよ。それで、いろいろなことがあって今、減少傾向。そのようなことで、課長の所見で結構なんですけれども、今後の運営、前者はコロナがある程度収束すれば回復していくんだろうというようなお話だったんですけれども、要は基金の残が8,315万円しかないわけですよ。寄の診療所というのは地域診療所として非常に大事な場所だと思いますのでね、これからの基金の取り崩しというか、それに対する経営、その辺についてどういうふうに見ていただけるか、個人的な課長職としてのお考えで結構ですから、お話しいただきたいと思います。

町 民 課 長 以前ですね、山田先生のおときには、ひざの注射ということで、町外また県外からも来られていたお客さんがいらっしゃったんですけれども、医師が何度か代わりまして、今、内科という形なので、そういう特色が今、ないところなんですけれども、同じようにというのは厳しいんですけれども、今、例えばホー

ムページでも、顔写真付きで医師の紹介で、この方は糖尿病専門ですよとか、この方は感染症専門ですよということを宣伝したりですね、あとTVKのデータ放送のほうでも、松田町の診療所を、こういう時間で診察してますよとか、御利用くださいということで、宣伝はしております。いきなり山田先生のときみたいに黒字になるかと言われると厳しいとは思いますが、PRに努めていきたいと思っております。以上です。

5 番 田 代 このたび診療収入、当初は5,000万弱。4,900万ほどを計上したわけです。このときはもう山田先生は退職されているから、山田先生による増というのは見込んでないですね、その予算は。それがコロナの影響とか、もろもろの影響で、2,200万減ってしまっただと。今回2,700万見ると。これについて、当初予算では基金の取り崩しはなかったですね。この額を中心に、どういうふうに今後展開していくか。要するに今回は補正でやむを得ず2,200万減となってしまった。来年度以降はこの5,000万ぐらいで戻るのか。または基金を少し取り崩さなければいけないのかね。その辺の展望について、もう一度お話を聞きたいと思っております。

町 民 課 長 令和5年度の予算のほうにも基金の取り崩しを盛り込ませていただく形で、すぐには回復しないと見込んでございます。

5 番 田 代 当然ね、まだ分からないと思うけど、ざっくり。

町 民 課 長 まだ精査してないんですけども、この500万では全然足りないという形です。

5 番 田 代 ありがとうございます。当初申し上げましたとおり、非常に大事な医療の施設ですので、寄のなくてはならない施設ですのでね、なるべく基金の取り崩しを最小限にして、経営を戻す御尽力をお願いしたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第55号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第56号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)」  
について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)。

(総則)第1条、令和4年度松田町上水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)第2条、令和4年度松田町上水道事業会計(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

第2款水道事業費用、1億3,128万7,000円、0円、計1億3,128万7,000円。

第1項営業費用、1億1,665万3,000円、466万8,000円、計1億2,132万1,000円。

第4項予備費、817万6,000円、マイナス468万8,000円、計350万8,000円。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、電気料高騰に伴うものが主なものでございます。

それでは、4、5ページをお願いいたします。補正予算実施計画内訳(第3号)の収益的収入及び支出の支出を説明いたします。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費、節25、動力費につきましては、電気料高騰に伴い、各ポンプ場にかかる電気料金の不足が見込まれるため、増額するものでございます。目3、総係費、節2、給料、節3、手当等、節4、

法定福利費につきましては、当初予算で見込んだ人員配置の変更により減額するものでございます。以上の増減を予備費にて調整しております。

なお、6ページ以降は給与費に係る明細書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

6 番 井 上 燃料費…光熱費の高騰による部分ということで、4ページ、5ページのですね、動力費の616万8,000円という金額です。この金額についてですね、見込みだということですが、まだまだですね、電気料のほうはこれからも多少ですが増高してくるのではないかなというふうに報道されています。それらを見込んでですね、3月までの金額がここで補正をされる616万8,000円というふうに理解をされているのか。それとも、今現状の、もう既に確定をした電気料金が3月までにかかる部分ということでの補正予算なのかということでお伺いをしたいと思います。もう一度ですね、やはり3月まで、あと12、1、2、3、電気料金、12月これからの請求になるかと思いますが、約3月分ですよ。それらに対しての電気料金、もう一度補正をする、電気料金のこれからの上昇に向けて、もう一度補正をするかもしれないかどうなのか、そこについてお伺いいたします。

環境上下水道課長 電気料につきましては、今後も上がるというふうには言われているところです。前年と比べましても、1.3だったり1.4倍ぐらいだと言われていたりするんですが、その金額をこの補正の中に盛り込んでしまうと、もしかすると今後過大になる可能性もあるということで、今この補正の中で計上させていただいているのは、今年度に入ってから過去が一番高い月のものを残りの4か月分に入れさせてもらって、もしそれでも足りないということでしたら、今後補正があるか、予備費で対応するかというような形で対応させていただきたいと考えております。以上です。

6 番 井 上 分かりました。今までで一番高い月の実績の掛ける残り3か月分ということだというふうに理解をしました。なかなか、予備費のですね、残も残り350万円ですか、ということで、かなりぎりぎりの線なのかなというふうに思います。



動力費の電気料ということですので、なかなかここは節減というのはですね、  
ほぼできないというふうに私は理解しております。そういった今後のですね、  
12、1月ということの実績をですね、捉えまして、また予算が不足することの  
ないようですね、今後の対応に注視をしていただきたいと思います。以上で終  
わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第56号令和4年  
度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第57号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算  
(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第57号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定め  
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ  
ぞれ222万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,409万4,  
000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後  
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、先ほどの上水道事業会計と同様に、電気料高騰に伴うものでございます。

それでは、8、9ページ、歳入をお願いします。款4、繰入金、項、目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出の光熱費増額分に補填するものでございます。

款、項、目ともに繰越金の前年度繰越金につきましては、令和3年度決算確定額により増額するものでございます。

続きまして、10、11ページ、歳出をお願いします。款1、事業費、項、目ともに管理費の光熱水費につきましては、電気料高騰に伴い、各ポンプ場等にかかる電気料金の不足が見込まれるため増額をするものでございます。

予備費につきましては、光熱水費の増額に充てるため、減額しております。

歳出の光熱費増額分291万円に対し、まずは寄簡易水道特別会計内で対処するため、歳入の増額補正分の繰越金31万4,000円と、歳出の予備費調整分68万6,000円を合わせた合計100万円をまずは充て、それでも足りない場合には一般会計により残額を補填するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第58号令和4年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号令和4年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ609万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,641万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、こちらにも上水道、簡易水道会計と同様に、電気料高騰に伴うものでございます。

それでは、8、9ページ、歳入をお願いいたします。款、項、目、ともに繰越金の前年度繰越金につきましては、令和3年度決算額確定により増額するものでございます。

続きまして、10、11ページ、歳出をお願いいたします。款、項、目、ともに流域下水道費の酒匂川流域下水道事業維持管理費負担金につきましては、電気料高騰に伴い、主に汚水処理、汚泥処理、水質管理にかかる電気料金の不足が見込まれ、負担金の増額をするものでございます。

予備費につきましては、歳出の流域下水道事業維持管理費負担金よりも歳入の繰越金の補正額が上回ったため、増額となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号令和4年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,662万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第6号）で説明をいたしました一般会計繰入金の減額及び指定機関等管理システム改修に伴う負担金が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の2、介護予防等地域支援事業交付金、その下、款の4、支払基金交付金、その下、款の5、県支出金は、歳出におきまして人件費を科目間で移動させることによる各補助金額を増額するもので、款の6、一般会計繰入金については差引きで減額となるものでございます。

戻りますが、少し上のほう戻りますが、款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の6、事業費補助金については、歳出のシステム改修に伴う国の補助分でございます。

次のページをお開きください。歳出について説明をいたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費、節2、給料は、職員の人事異動に伴う科目間の移動による減及び節18、負担金補助及び交付金、介護保険指定機関等管理システム負担金は、令和4年報酬改定に伴うシステム改修所要額を神奈川県及び県下各市町村で案分し、負担するものでございます。

款の5、項の1、地域支援事業費、目の1、一般管理、職員給与費につきましては、上記総務費よりの科目間の支出元の移動及び職員手当等の増額を差引きした額をそれぞれ計上しております。

款の6、予備費につきましては、差引きをし、計4,510万2,000円となります。

次ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

この後は総務文教常任委員会を開催しますので、委員長の指示で開催してください。明日は委員会活動日ですので、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会は委員長の指示で開催してください。12月10日、11日、12日は休会といたします。12月13日は午前9時より議会改革推進委員会を開催しますので、委員長の指示で開催をしてください。午後1時より議員のみの議会全員協議会を開催し、午後3時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(11時30分)